

限度額	対象となるかた	利率	返済期間	保証人・担保等
1,500万円	次の要件を満たす中小企業者および組合等 市内に住所を有するもの（法人は登記簿上の住所が市内であること） 市内で1年以上継続して同一事業を営むもの 市税を完納しているもの	年2.4%	7年以内 （据置6か月以内含む）	・保証人は1人以上 ・担保は必要による
750万円	次の要件を満たす小規模企業者 市内に住所を有するもの（法人は登記簿上の住所が市内であること） 市内で3年以上継続して同一業種の事業を営むもの 市税を完納しているもの 市民税に所得割（法人の場合は法人税割）が課されていること 申請時点において、秋田県信用保証協会保証の債務残高がないこと	年2.4%	7年以内 （据置6か月以内含む）	不要
1,000万円	次の要件を満たす中小企業者 事業を営んでいない個人が、市内で事業を開始した日以後5年を経過していないもの 事業を営んでいない個人が、市内で新たに設立した会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの	年2.4%	7年以内 （据置1年以内含む）	・保証人は1人以上 （代表者または専従者） ・担保は不要
1,000万円	次の要件を満たす中小企業者 中小企業者である会社であって、市内で新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの 会社が市内で新たに設立した、中小企業者である会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの	年2.4%	7年以内 （据置1年以内含む）	・保証人は1人以上 （代表者または専従者） ・担保は不要
中小企業者 5,000万円 （総事業費の80%以内） 組合等1億円 （総事業費の80%以内）	次の要件を満たす、卸売業、小売業、飲食業、サービス業の中小企業者および組合等。ただし、港湾輸送関連設備は、業種を限定しない。 市内で1年以上事業所を有し、現に市内で事業を営む中小企業者および組合等（組合等にあつては、1年未満のものでも対象とする） 市税を完納しているもの	年2.4% （返済60回まで、年1.0%の利子補給）	10年以内 （据置6か月以内含む） 組合等は、10年以内（据置1年以内含む）	・保証人は1人以上 ・担保は必要による
2,000万円 （総事業費の80%以内） 3,000万円 （総事業費の80%以内） 5,000万円 （総事業費の80%以内）	商店街の空き店舗を新・増改築する、卸売業、小売業、飲食業、サービス業の中小企業者および組合等	年2.4% （年1.5%の利子補給）	10年以内 （据置6か月以内含む）	・保証人は1人以上 ・担保は必要による
5億円 （総事業費の80%以内）	組合等 （事業協同組合・事業協同小組合・協同組合連合会・協業組合・商店街振興組合・商店街振興組合連合会）	年2.4% （10年以上は年2.7%）	15年以内 （据置1年以内含む）	・保証人は1人以上 ・担保は必要
7,000万円 （総事業費の85%以内）	市内で同一業種を3年以上行っているもの（製造業・製造小売業・協同組合等） 市税を完納しているもの	年2.9% （年2.0%利子補給）	7年以内 （据置1年以内含む）	保証人と担保は、必要による
1億円 （用地取得金額の85%以内）	市が特定する工業団地等の用地を取得する中小企業者、組合等（市内に事業所を有する場合、市税を完納しているもの）	年2.9%	10年以内 （据置1年以内含む）	保証人と担保は、必要による